

## 税務情報

### 増値税徴収率の簡素化と統合

#### デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

##### 概要

財政部及び国家税務総局は 2014 年 6 月 17 日に財税[2014]57 号通達を公布し、2014 年 7 月 1 日から、増値税の簡易課税方式における 6%と 4%の徴収率を一律に 3%に調整することを明らかにした。今回の増値税徴収率の調整により、一部の企業(例えば、水道会社、生物製品を生産する企業など)にかかる増値税の税負担は軽減されるものと見込まれる。

##### 詳細

	2014 年 7 月 1 日以降		2014 年 6 月 30 日以前	
	新徴収率	増値税額の計算式	旧徴収率	増値税額の計算式
増値税一般納税者による特定の自社生産貨物の販売(例えば、小型水力発電企業が生産した電力、条件に合致する生物製品、コンクリート、水道水など)	3%	納税者は下記の計算式を用いて増値税額を計算することができる。 税込販売額 ÷ (1+3%) × 3%	6%	納税者は下記の計算式を用いて増値税額を計算することができる。 税込販売額 ÷ (1+6%) × 6%
増値税一般納税者による特定の貨物の販売。下記を含む。 - 委託販売店による物品の委託販売 - 質屋による質流れ品の販売	3%	増値税額 = 税込販売額 ÷ (1+3%) × 3%	4%	増値税額 = 税込販売額 ÷ (1+4%) × 4%
増値税一般納税者が自ら使用した、増値税暫定条例第 10 条に基づき仕入税額の控除を行っていない固定資産	3%	増値税額 = 税込販売額 ÷ (1+3%) × 2%	4% (半減徴収)	増値税額 = 税込販売額 ÷ (1+4%) × 4% × 50%
納税者による中古品の販売	(2%に減じて徴収)			
増値税一般納税者が自ら使用した、消費型増値税への転換の実施前に購入または自社生産した固定資産				

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited